

旭川医科大学医学部学年担当教員に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月6日学長裁定)

旭川医科大学医学部学年担当教員に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学医学部学年担当教員に関する細則（令和3年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(任務)	(任務)
第3条 学年担当は、担当学年の学生（以下「担当学年学生」という。）に関する次の各号に掲げる任務を行う。	第3条 学年担当は、担当学年の学生（以下「担当学年学生」という。）に関する次の各号に掲げる任務を行う。
(1) 担当学年学生に係る修学上及び学生生活上にかかる種々の相談及び指導助言	(1) 担当学年学生に係る修学上及び学生生活上にかかる種々の相談及び指導助言
(2) 担当学年 <u>学生</u> の成績の判定に係る会議の主宰（看護学科の学年担当は除く）	(2) 担当学年の成績の判定に係る会議の主宰（看護学科の学年担当は除く）
(3) 担当学年学生に係る奨学生選考に係る推薦	(3) 担当学年学生に係る奨学生選考に係る推薦
(4) 担当学年学生に係る就職相談及び就職に係る推薦	(4) 担当学年学生に係る就職相談及び就職に係る推薦
<u>(5) 担当学年学生の、医学部医学科の学生支援メンター制度実施要項に定めるメンターとの協同</u> （新設）	(5) その他、担当学年学生に係る支援及び指導助言並びに連絡及び情報共有
(6) その他、担当学年学生に係る支援及び指導助言並びに連絡及び情報共有	(略)
(略)	(略)
附 則	

この細則は、令和5年9月6日から施行する。

【改正理由】

医学部医学科の学生支援メンター制度発足に当たり、所要の改正をおこなうもの。